

ご注意ください！

この様式は、任意継続組合員に加入するにあたり、退職時まで被扶養者として認定されていた者について、継続認定しない場合に記入し、加入申出時に提出するものです。

＜記入例＞

任意継続組合員被扶養者取消確認書

組合員番号	(枝番)	組合員生年月日	所属所名	所属所コード
01234567	00	元号 年 月 日 3380910	都立新宿南口高等学校	0000000

(続柄)	
01：夫	41：母
02：妻	43：義母
31：父	12：長男
33：義父	13：三男
	21：長女
	14：四男
	22：二女
	23：三女
	51：兄
	52：弟
	61：姉
	62：妹
	53：祖父
	63：祖母
	57：孫
	99：その他

[用紙No.任継3]

※ 太枠内は記入しないでください。

被扶養配偶者の認定を継続しない場合に記入

被扶養配偶者氏名	生年月日	性別	続柄	被扶養者の (該当理由の□に「 <input type="checkbox"/> 」)
カナ 配偶者 漢字	元号 年 月 日	男 女		<input type="checkbox"/> 就職 <input type="checkbox"/> 扶養替え <input type="checkbox"/> その他 (カッコ内に理由を記入)
トウキョウ モモコ	4090516	男 女		<input checked="" type="checkbox"/> 就職 <input type="checkbox"/> 扶養替え <input type="checkbox"/> その他 (カッコ内に理由を記入)
東京 桃子				
トウキョウ サブロウ	4120917	男 女		<input checked="" type="checkbox"/> 扶養替え <input type="checkbox"/> その他 (カッコ内に理由を記入)
東京 三郎				
被扶養漢字 1				
被扶養漢字 2				
被扶養漢字 3				

配偶者以外の被扶養者の認定を継続しない場合に記入

被扶養者の継続認定ができないケースについて

現在、被扶養者として認定されている方を退職後も任意継続組合員の被扶養者として引き続き認定することを希望する場合、新たな申請は不要です。

ただし、以下の場合は引き続き認定ができませんので、『任意継続組合員被扶養者取消確認書』の提出が必要です。

被扶養者が就職する場合

→就職日以降は継続認定できません。

「被扶養者の要件を欠くに至った理由」は「就職」です。

退職後、他の扶養義務者の収入の方が高くなることが明らかな場合

→扶養替えが必要となり、継続認定できない場合があります

「被扶養者の要件を欠くに至った理由」は「扶養替え」です。

任意継続組合員加入に伴い、被扶養者として認定されていた上記の者について
このため、現職時の組合員資格喪失時に、被扶養者の資格が取消されることを確認します。

公立学校共済組合東京支部長 殿

令和 8 年 3 月 31 日

組合員氏名 東京 次郎

＜給付貸付課使用欄＞ ● ● ● ● ●

入力	承認

東京都教育庁福利厚生部給付貸付課資格担当

(令和8年1月)